

○美しいひこね創造条例施行規則

(平成 18 年 2 月 21 日規則第 2 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日規則第 35 号 平成 19 年 10 月 1 日規則第 69 号
平成 21 年 1 月 29 日規則第 2 号 平成 21 年 9 月 1 日規則第 38 号
平成 24 年 6 月 26 日規則第 28 号 平成 25 年 6 月 28 日規則第 35 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号。以下「条例」という。)第 31 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(美しい行為)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号に規定する美しい行為は、別表第 1 に定める活動名称の区分に応じ、同表に定める行為とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 法令等に違反しないこと。
- (2) 政治的活動、宗教的活動その他公序良俗に反しないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。

(活動期間および美しい行為の特例)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項に規定する創造活動の活動期間は、創造活動への参加の登録を行った年度においては、当該申請者が登録者名簿に登録された日から 3 月 31 日までとする。

2 前項の場合において、条例第 6 条第 2 項に規定する美しい行為の限度については、前項の活動期間に対し、同条第 1 項に規定する美しい行為の単位数を限度とする。

(創造活動への登録の申請)

第 5 条 条例第 7 条の規定により創造活動への登録をしようとする者は、美しいひこね創造活動登録申請書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、次に掲げる事項について、申請者の同意(申請者が未成年者である場合には、併せて親権者の同意)を得なければならない。

- (1) 創造活動および彦の使用に起因する事故について、市は一切責任を負わないこと。
- (2) 住民基本台帳または事務所、事業所、大学等への照会その他の方法により、申請者の参加資格の確認を市長が行うこと。
- (3) 登録後の氏名の変更、住所異動等に伴い、登録者名簿を市長が変更すること。

(参加登録証)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項に規定する参加登録証は、美しいひこね創造活動参加登録証(別記様式第 2 号)とする。

(登録者名簿)

第 7 条 条例第 8 条第 2 項に規定する登録者名簿は、美しいひこね創造活動登録者名簿(別記様式第 3 号)とする。

(創造活動の報告)

第 8 条 条例第 9 条第 1 項に規定する活動報告書は、美しいひこね創造活動報告書(別記様式第 4 号)とする。

2 条例第 9 条第 1 項に規定する活動報告書の提出期間は、活動期間が終了した翌年度の 4 月 1 日から 5 月 31 日までとする。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第 9 条第 1 項の規定に基づく活動の報告は、参加資格がなくなった者(死亡による場合を除く。)および登録の抹消の申出をした者についても、登録期間中に係るものに限りに、行うことができる。

4 条例第 9 条第 1 項の規定による活動報告書の提出は、登録団体が、個々の登録者の活動報告書を取りまとめ、当該個々の登録者に代わって行うことができる。この場合において、登録団体は、美しいひこね創造活動報告書の取りまとめに係る報告書兼誓約書(別記様式第 4 号の 2)を個々の登録者に係る活動報告書に添えて市長に提出しなければならない。

5 前項の規定により個々の登録者に代わって登録団体から活動報告書の提出があったときは、当該個々の登録者から当該登録団体に対し、彦(第 12 条の 2 第 2 項の規定により登録者が活動報告書への記載による寄附申出を行っている場合における当該寄附申出に係る分を除く。)の受領の権限の委任があったものとみなす。

(登録抹消の申出)

第 9 条 条例第 11 条第 2 号の規定により登録の抹消の申出をしようとする者は、美しいひこね創造活動登録抹消申出書(別記様式第 5 号)を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申出書が提出されたときは、市長は当該登録者について登録者名簿に抹消年月日を記載し、登録を抹消しなければならない。

(彦の様式)

第 10 条 条例第 12 条に規定する彦の様式は、次の表のとおりとする。

寸法	縦 70 ミリメートル 横 150 ミリメートル
用紙	偽造防止策が施されたものとする。
表額面単位	100 彦

2 市長は、彦を新たに発行したときは、これを公示する。

(彦の有効期間)

第 11 条 条例第 17 条に規定する彦の有効期間は、彦の発行年月日からその日の属する年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過する日までの間とする。

(彦の使用の特例)

第 12 条 条例第 19 条第 1 項第 1 号に規定する使用料は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 条例第 19 条第 1 項第 2 号に規定する手数料は、別表第 3 に掲げるとおりとする。ただし、彦根市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 25 年彦根市条例第 9 号)に基づき、住民基本台帳カードを利用して申請する場合(多機能端末機を使用する場合に限る。)における手数料を除く。

第 12 条の 2 条例第 19 条第 1 項第 3 号に規定する登録団体への寄附は、当該団体へ直接持参するほか、市の窓口で寄附の申出(以下「寄附申出」という。)をすることにより行うことができる。

2 前項に規定する寄附申出は、第 8 条に規定する美しいひこね創造活動報告書に当該寄附申出の内容を記載して行うことができる。

3 前 2 項に規定する寄附申出があったときは、市長は、当該寄附申出に基づく彦を、寄附の指定のあった登録団体に直接または郵送の方法により渡すものとする。

第 12 条の 3 条例第 19 条第 1 項第 4 号に規定する市長が適当と認めるものは、エコバッグ(環境への負荷を軽減するため、買い物時に個人が持参する袋をいう。)または市の指定のごみ袋との交換等、美しい行為を促進するものとする。

(団体の登録の申請)

第 13 条 条例第 22 条の規定により登録をしようとする申請団体は、市民団体登録申請書(別記様式第 6 号)を市長へ提出しなければならない。

(登録決定の通知)

第 14 条 条例第 23 条第 1 項の規定による通知は、市民団体登録決定通知書(別記様式第 7 号)により行うものとする。

(団体の登録者名簿および登録期間)

第 15 条 条例第 23 条第 2 項に規定する団体登録者名簿は、市民団体登録者名簿(別記様式第 8 号)とする。

2 条例第 23 条第 2 項に規定する団体登録者名簿への登録期間は、登録の申請があった年度においては、団体登録者名簿に登録された日から当該年度の末日までとする。

(彦の換金申請)

第 16 条 条例第 24 条第 1 項の規定により彦の換金の申請をしようとする登録団体は、地域通貨「彦」換金申請書(別記様式第 9 号)を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、一年度につき 2 回以内とする。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(換金額決定の通知)

第 17 条 市長は、条例第 24 条第 2 項の規定により換金額の決定を行ったときは、地域通貨「彦」換金額決定通知書(別記様式第 10 号)を当該団体に通知するものとする。

(換金の請求)

第 17 条の 2 前条の通知を受けた登録団体は、彦の換金をしようとするときは、地域通貨「彦」換金請求書(別記様式第 10 号の 2)を市長へ提出しなければならない。

(団体の登録の変更申請)

第 18 条 条例第 26 条第 2 項の規定により変更の申請をしようとする登録団体は、市民団体登録変更申請書(別記様式第 11 号)を市長へ提出しなければならない。

(団体の登録抹消の申出)

第 19 条 条例第 27 条第 4 号の規定により登録の抹消の申出をしようとする登録団体は、市民団体登録抹消申出書(別記様式第 12 号)を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申出書が提出されたときは、市長は当該登録団体について団体登録者名簿に抹消年月日を記載し、登録を抹消しなければならない。

(運用状況の公表)

第 20 条 条例第 29 条の規定による運用状況の公表は、毎年 7 月 31 日までに行うものとする。

2 運用状況の公表は、前年度における次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 創造活動の登録者の状況

(2) 創造活動の活動状況

(3) 登録団体の状況

(4) 地域通貨の交付状況

(5) 地域通貨の活用状況

3 運用状況の公表は、市公報への登載、市の掲示板への掲示その他適宜の方法により行うものとする。

(その他)

第 21 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 26 日規則第 35 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 10 月 1 日規則第 69 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 21 年 1 月 29 日規則第 2 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 9 月 1 日規則第 38 号)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 6 月 26 日規則第 28 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

付 則(平成 25 年 6 月 28 日規則第 35 号)

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

活動名称	対象となる美しい行為
まちの美観を保つ活動	公道から見えるところに草花を植える、道路を清掃する等の行為
地域安全活動	防災・防犯パトロールをする、通学路の安全確保をする等の行為
助け合い活動	近所のお年寄りを病院へ送迎する、近所の乳幼児のお世話をする等の行為
低炭素社会づくり活動	通勤・通学手段を自家用車から自転車や公共交通機関に変更する、資源回収をする、環境に配慮して自動車の運転をする、環境家計簿をつける等の行為

健康増進活動	ウォーキングまたはジョギング
--------	----------------

別表第 2(第 12 条関係)

使用料

項名	条例	使用料
1	彦根市城山観覧料徴収条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)	第 5 条に規定する観覧料
2	彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)	第 5 条に規定する観覧料
3	夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 2 号)	第 6 条に規定する観覧料
4	彦根市駐車場の設置および管理に関する条例(昭和 45 年彦根市条例第 20 号)	第 3 条に規定する使用料(別表第 3 に規定する定期駐車券を除く。)
5	彦根市観光駐車場条例(昭和 45 年彦根市条例第 32 号)	第 2 条に規定する使用料(別表第 2 に規定する京橋口駐車場の使用料を除く。)
6	彦根市自転車駐車場条例(平成 6 年彦根市条例第 26 号)	第 6 条に規定する使用料(別表第 2 に規定する定期使用の場合を除く。)

備考 この表の使用料の欄の用語の意義および字句の意味は、条例の欄に掲げる条例の用語の意義および字句の意味によるものとする。

別表第 3(第 12 条関係)

手数料

項名	条例	手数料
1	彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)	第 19 条の 4 に規定する交付手数料
2	彦根市印鑑条例(昭和 52 年彦根市条例第 28 号)	第 20 条に規定する手数料
3	彦根市戸籍等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 2 号)	第 2 条に規定する手数料
4	彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)	第 2 条第 1 項に規定する証明手数料(同項第 3 号に規定する事項についての証明手数料を除く。)および第 6 条に規定する手数料

備考 この表の手数料の欄の用語の意義および字句の意味は、条例の欄に掲げる条例の用語の意義および字句の意味によるものとする。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

美しいひこね創造活動登録申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

美しいひこね創造活動参加登録証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

美しいひこね創造活動登録者名簿

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

美しいひこね創造活動報告書

[別紙参照]

様式第 4 号の 2(第 8 条関係)

美しいひこね創造活動報告書の取りまとめに係る報告書兼誓約書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

美しいひこね創造活動登録抹消申出書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 13 条関係)

市民団体登録申請書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 14 条関係)

市民団体登録決定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 15 条関係)

市民団体登録者名簿

[別紙参照]

様式第 9 号(第 16 条関係)

地域通貨「彦」換金申請書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 17 条関係)

地域通貨「彦」換金額決定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号の 2(第 17 条の 2 関係)

地域通貨「彦」換金請求書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 18 条関係)

市民団体登録変更申請書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 19 条関係)

市民団体登録抹消申出書

[別紙参照]